

みえ8020運動推進員規約

(目的)

第1条 本規約は、県内各地域において歯科公衆衛生活動を効果的かつ積極的に展開する専門的な担い手である歯科衛生士を「みえ8020運動推進員（以下「推進員」という。）」として登録、養成し、地域のニーズに応じた活用、復職支援を行うことにより、県民の歯と口腔の健康づくりの推進に寄与することを目的とする。

(運営)

第2条 本規約の運営は、みえ8020運動推進員運営委員会（以下「委員会」という。）があたるとする。

(対象者)

第3条 対象者は、以下の要件を満たし、推進員の登録を希望する者とする。

- (1) 三重県内在住の者または三重県内在勤の者。
- (2) 歯科衛生士免許を有する者。
- (3) 地域において歯科公衆衛生活動に積極的に従事する意思を有する者、及び第7条に規定する研修へ参加する意思を有する者。または、そのいずれかの意思を有する者。

(登録)

第4条 推進員の登録は、委員会が第3条の対象者から登録申込書の提出を受け行うものとする。

(登録情報の保護)

第5条 登録情報は、個人情報保護の観点から、委員会が適正に保管、管理することとし、第1条の目的達成に必要な範囲を超えて使用せず、当該範囲を超えて使用する場合においては、事前に登録者本人の同意を得るものとする。

(登録の解除)

第6条 次の場合には、推進員の登録を解除することができる。

- (1) 登録者本人が希望する場合
- (2) 第3条に掲げる対象者としての要件を満たさなくなった場合
- (3) 委員会が、登録を不適切であると判断した場合

(養成)

第7条 推進員の養成は、三重県または三重県歯科医師会、三重県歯科衛生士会が開催する地域歯科保健に関する研修及び歯科衛生士復職支援に関する研修により行うものとする。

(活用)

第8条 推進員の活用は、委員会が活用要請を受けて随時行うものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進員の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1. 本規約は、平成17年10月16日から施行する。
2. 第12条は平成18年3月2日から施行する。
3. 第8条の2は平成20年8月1日から施行する。
4. 名称の改正、第3条の一部改正、第6条の一部改正、第7条の改正、第8条の改正は平成24年4月3日から施行する。

附 則 令和2年4月1日から施行する。